

■新型コロナウイルス感染防止における順守事項■

重要事項項目です。
ご入校時提出必須書類となります。

ご入校条件及び滞在期間中（教習中）

- ① 海外渡航されて帰国した後、行動制限期間1ヶ月に該当する方はご入校できません。
- ② ご入校2週間前からの検温結果記録対応をお願いします。
※弊社HPにて【健康観察報告フォーマット】をダウンロード出力頂き記載の上、ご入校時ご提出ください。
- ③ ご入校当日より集合場所、又は教習期間中に検温を実施させていただきます。
- ④ 発熱37℃以上、咳、のどの痛み、鼻水、倦怠感、下痢、嘔吐等、におい、味がわからない等の症状がある方、周囲関係者の中に新型コロナウイルス感染者がいる方はご入校できません。
- ⑤ 教習期間中（滞在中）も検温を実施させて頂き、37℃以上発熱等の症状が出た場合は退校または一時帰宅して頂きます（交通費、特典等はございません）。又、ツイン・トリプル・レギュラー等同室者の発熱が確認された時点で、発熱当事者でなくとも一時帰宅し健康観察とさせていただきます。
- ⑥ 滞在期間中は不織布マスクの着用をお願いします。又、教習、校舎移動中はマスク着用、うがい、手洗い等、感染拡大防止に努めて頂きます。
- ⑦ 感染症及びその他の不慮の事故等において教習が不可能となった時は、休校、或いは一時帰宅をして頂きます。尚退校の場合は未教習分の料金については当社規定に基づき精算をさせていただきます（交通費、特典等はございません）。
- ⑧ 不要不急の外出はしないでください（飲食店、カラオケ、映画館、公共浴場、ゲームセンター、パチンコ等）。
- ⑨ 未成年者の飲酒、喫煙が明確となった場合は退校とさせていただきます。
- ⑩ 夜10時以降の外出（外泊を含む）が明確となった場合は退校とさせていただきます。ただし特別な理由により教習所が認めた場合は除きます。
- ⑪ 退校の場合、又は一時帰宅の交通費や特典はございません。

新型コロナウイルス発生時の対応

- ① ご入校されているお客様や、当校職員等とその一次関係者（同居家族等）から、新型コロナウイルスの感染者が発生した場合（濃厚接触者として判明した場合も含みます）、直ちに教習を中止し、休校措置をとらせて頂く場合がございます。又、保健所や政府・地方自治体等から休業等の要請・指導があった場合も同様の対応となります。尚、休校措置終了後の対応はお客様に合わせて行います（教習の再開、転校、退校）。
※転校・退校を希望される方は、当校規程により手続きを致します。
- ② 休校の場合は、感染者以外の方には一時帰宅をして頂きます。ただし、濃厚接触者の場合は、保護者様の迎えが必要となります。又、保護者様の迎えが直ぐにお越し頂けない場合、別途相談とさせていただきます。
- ③ 上記の対応を行った場合は、その準備のために教習等の業務を中断した場合、卒業予定日の変更や延期等の可能性もございます。
※上記理由等によって卒業予定日の変更の場合、当校からの補償等は一切ありません。
やむを得ず退校または転校する場合、受講済の教習費用と諸経費を差し引いて精算致します。
予めご了承ください。

上記の「新型コロナウイルス感染防止における尊守事項」に同意致します。

令和 年 月 日

(株) 米沢自動車学校 殿

氏名

㊞

(入校生が未成年の場合は、保護者の署名捺印が必要です)